〒 662-0918
西宮市六湛寺町10-3

西宮 一郎 様

令和 4年 4月 1日

# 子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額等決定通知書

西宮 一郎 様

西宮 花子 様

兵庫県西宮市長

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る利用者負担額等を決定いたしましたので通知します。

令和4年度

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 支給認定証番号 | 1000037545 | | | | |
| 子ども 氏名 | 西宮 太郎 | | | | |
| 子ども 生年月日 | 令和04年 4月 1日 | 年齢 | 0歳 | | |
| 施設・事業所名 | 朝日愛児館 | | | | |
| 内容 | 利用者負担額決定 | 決定年月日 | 令和04年 4月 1日 | | |

| 月分 | 階層 | 支給認定区分 | 保育必要量 | 利用者負担額 | 延長保育料（市内公立） | 3歳以上児給食費（市内公立） | 3歳以上児給食費負担の内訳 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 3月分 | C 4 | 3号認定 | 保育標準時間 | 35,600円 | — | — | — |

※1 延長保育料（利用者のみ）及び給食費（3歳以上児のみ）は、市内公立保育所のみ表示されています。私立保育所の延長保育料（利用者のみ）及び給食費（3歳以上児のみ）の金額や支払方法については、利用中の施設にお問い合わせください。
※2 3歳以上児給食費（市内公立）とは主食費及び副食費を指します。
※3 市民税額や世帯構成等に変更があった場合は、翌月から利用者負担額等が変更になる場合がありますので、至急、保育入所課へお[illegible]は行いません。
※4 この処分について不服がある[illegible]から起算して3箇月以内に西宮市長に対して審査請[illegible]しの訴えをする場合は、この処分があったことを知っ[illegible]告として（訴訟における西宮市を代表する者は西[illegible]た[illegible]し、上記の期間が経過する前に、この処分があ[illegible]は、審査請求や処分の取消しの訴えの提起は正当な理由があるときを除き、できなくなります。

西宮市役所 保育入所課 入所チーム
〒662-8567 西宮市六湛寺町１０番３号
TEL:0798-35-3160 FAX:0798-22-9107

こどもコード記載位置

4447301